

事業用地等情報提供事業Q&A

Q. マッチング制度には誰が登録するのか。

A. 土地や建物の所有者（法人・個人のいずれも）。
宅建業者。

Q. どのような物件が登録できるのか。

A. 井原市内の土地および建物（専用住宅は除く）。

（土地）

事業用地（建物有物件を含む）は、概ね 1,000 m²以上のもの。

※建物のない事務所（店舗）用の土地は対象としていません。

（建物）

事務所（店舗）については、

- ・近隣商業地域及び商業地域内および用途区域内にある物件
- ・国道 313 号線、486 号線沿いにある物件

Q. 個人所有の土地で1筆の面積が小さいと、事業用地に登録できないか。

A. 複数の筆の土地を、1カ所としてまとめて登録する場合があります。

個人の土地であっても、何筆かにまとまっており、事業用地として1,000m²以上の面積が確保できるものは、このような形で登録します。

※この場合は、登録する土地の所有者全員からの申し込みが必要です。

（宅建業者が登録の場合は、全員の承諾書が必要です。）

Q. 市はどこまで介入するのか。

A. ご希望に応じて、現地の案内、事業者と所有者（宅建業者）を
引き合わせるところまで。

市は、取引の交渉や売買・賃貸の契約には関与しません。

当事者同士の責任によって行っていただきます。

Q. 登録した内容は全てインターネットに載せるのか。

A. 情報公開の有無を選ぶことができます。

申込者が、市に情報を提供したいが、インターネットで誰にでも見られる状況を避けたい場合、市ホームページに載せないことができます。

登録申込書に公開・非公開を記入していただく欄がございますので、こちらをご活用ください。